

令和 6 年度政策小委員会の審議の経過等について

令和 7 年 3 月 1 8 日
文化審議会著作権分科会
政 策 小 委 員 会

1. はじめに

第 24 期文化審議会著作権分科会の決定を受け、著作権分科会政策小委員会（以下、「本小委員会」という。）において、以下の課題について審議等を行った。

- （１）D X 時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策について
- （２）著作権法制度に関する専門的事項について
- （３）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

2. 審議状況について

（１）D X 時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策について

令和 3 年 7 月 19 日、文部科学大臣から文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション（D X）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問が行われ、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議が要請された。

令和 4 年度までは、主に著作権分科会基本政策小委員会における審議事項とされ、令和 3 年度は音楽分野を対象に、令和 4 年度は書籍及び映像分野を対象とした実態調査結果の報告等をもとに議論を行ったほか、欧州連合（EU）のデジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令（以下「DSM 著作権指令」という。）の概要や DSM 著作権指令等を踏まえた諸外国における法令の改正動向に関する報告等を踏まえ、著作権分科会国際小委員会においても議論を行った。また、令和 5 年度は、音楽分野を対象としたデジタルプラットフォームサービスにおける対価還元の在り方や著作権侵害対策等について議論を行った。

今期の本小委員会では、特に、デジタルプラットフォームサービスにおけるアニメ等の映画の著作物を巡る対価還元に関して、様々な課題が指摘されていることから、関係当事者からヒアリングの上、議論を行ったほか、音楽分野の対価還元に係る課題のうち、レコード演奏・伝達権に関する論点の検討を進めた。

（い）D X 時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る論点について

本小委員会では、別添資料 1 のとおり、著作権等管理事業者及びプラットフォーム事業者に期待される役割等に基づき、映像作品（特にアニメ）に係る関係当事者

からヒアリングを行い、議論を行った。

映像作品の配信プラットフォーム事業者である NETFLIX からは、発注者の立場からのクリエイターへの適切な対価還元の見直しとして、制作者側への情報公開やクリエイターの就労環境の改善に関する取組等についてヒアリングの上、質疑・意見交換を行った。

映像作品（アニメ）の制作者側の代表として日本動画協会からは、製作委員会の組織体制や製作委員会内での役割分担、収益分配の在り方等についてヒアリングの上、質疑・意見交換を行った。

（ii）関連する諸制度の在り方について

本小委員会では、DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に関連する制度として私的録音録画補償金制度及びレコード演奏・伝達権について取り上げた。このうち、レコード演奏・伝達権について関係者からの報告等を踏まえて審議を行った。

レコード演奏・伝達権については、第23期において、店舗等における音楽の利用について個々の店舗での音楽の利用実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることに関する社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性を確認したところである。今期の本小委員会においては、日本レコード協会及び日本芸能実演家団体協議会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟から、レコード演奏・伝達権の導入の必要性や導入に向けた国民の理解の醸成、導入後の徴収体制に関する検討状況についてヒアリングを行い、質疑・意見交換を行った。意見交換の中では、導入の必要性は理解するが、個別の利用場面毎に権利導入がどのような影響を及ぼすのか整理が必要である、といった意見も見られたが、著作権者と著作隣接権者とのバランスや国際的な調和を図るべきときが来ているのではないか、といった権利導入を前向きに捉える意見などが交わされた。

今後、今期確認した論点及び審議の経過等を踏まえ、論点の検討をさらに深めていくことが必要である。特に、レコード演奏・伝達権については、権利者における社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討の状況を注視しつつ、これらの課題への解決策について一定の見通しが立った場合には、来年度以降、本格的に議論を深めることが必要である。

（2）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会（以下、「SCCR」という。）では、①放送機関の保護のための条約（以下、「放送条約」という。）、②権利の制限と例外及び③その他の議題としてデジタル環境に関連する著作権の分析、視聴覚著作者の権利および著作物の利用に対する報酬に関する研究提案、生成AIと著作権に関する情報セッションの提案、追及権、公共貸与権の

調査などに関する議論が進められている。今期第一回の本小委員会では、W I P OにおけるS C C Rの動向及びS C C Rにおいて示された放送条約の議長テキストやそれに基づく議論の概要等について報告を行った。

また、放送条約への対応の在り方について集中的に検討を行うため、今期第一回の本小委員会において「放送条約の検討に関するワーキングチーム」が設置された。今期の本ワーキングチームは、令和7年3月12日に開催され、放送条約草案における「受益者の範囲」及び「インターネット送信の保護」などの事項について、我が国としてどのような方針をとり得るか議論し、検討を行った（別添資料2参照）。

加えて、今期第四回の本小委員会においては、デジタルプラットフォームサービス上での著作権侵害に係る課題についても検討することとしていたところ、大規模なプラットフォーム上での著作権侵害対策の実効性確保に向けた検討状況として、総務省から、情報流通プラットフォーム対処法に関する「違法情報ガイドライン」についてヒアリングを行い、質疑・意見交換を行った。

今後、海賊版対策の取組状況や日々変化する侵害対応等を踏まえ、必要な海賊版対策等に関する検討を的確に行うことが必要である。

（3）著作権法制度に関する専門的事項について

本小委員会の下に設置された法制度に関するワーキングチームにおいて、A Iと著作権に関すること及び著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について議論を行った。（詳細は別添資料3参照）

（i）A Iと著作権に関することについて

A Iと著作権に関することについては、生成A Iをめぐる最新の状況として、文化庁の文化芸術活動に関する法律相談窓口に寄せられたA Iに関連する主な相談内容の概略を紹介し、現状の生成A Iに対する各国の対応や動向を共有するとともに、生成A Iによる声優を模した声の生成・利用と著作権の関係について議論を行った。このうち、生成A Iによる声優を模した声の生成・利用と著作権との関係については、著作権法は声そのものを保護しているわけではなく、声そのものに著作権法上の権利は及ばないことを確認した。本検討事項については、引き続き諸外国における検討状況を含む関連の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を行うことが期待される。

（ii）著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方については、海外に拠点を置く海賊版サイト等であっても、国外犯としてよりもむしろ国内犯として捉えることができるものもあり、国内犯の処罰規定の活用も検討すべきなどの意見が交わされ、国内犯の処罰規定が適用される場合における、その処罰の実効性の確保がより重要であるという課題意識を共有した。

さらに、海外における出版物の海賊版に対する権利執行に関連して、現状の出版

権登録制度のうち、登録事項記載書類におけるプライバシーに関する情報の取扱い、登録事項記載書類の在り方について議論を行った。これを踏まえ、今後、まず対応の必要性が高いと考えられる著作権登録について、実現に向けて所要の措置を講ずることとし、他の権利変動を伴う登録についても、文化庁において、当該措置を設けることに対するニーズや当該措置の運用に伴うコスト等を検討の上、対応の必要性の程度に応じて同様の措置を適用していくことが期待される。

3. 開催状況

第1回 令和6年5月20日（月）

- （1）政策小委員会主査の選任等について【非公開】
- （2）今期の政策小委員会における審議事項及びワーキングチームの設置について
- （3）その他

第2回 令和6年7月31日（水）

- （1）DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に関する今後の進め方について
- （2）その他

第3回 令和6年10月21日（月）

- （1）DX時代における適切な対価還元についての関係者からのヒアリング
(Netflix/日本動画協会)
- （2）その他

第4回 令和7年1月20日（月）

- （1）著作権侵害に対する対応について
- （2）DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について
- （3）その他

第5回 令和7年3月3日（月）

- （1）DX時代における適切な対価還元についての関係者からのヒアリング
ー関連する諸制度（レコード演奏・伝達権）について
(日本レコード協会/日本芸能実演家団体協議会/日本音楽事業者協会/日本音楽制作者連盟)
- （2）令和3年度著作権法改正のフォローアップについて
- （3）その他

第6回 令和7年3月18日（火）

- （1）放送条約の検討に関するワーキングチームの報告について
- （2）法制度に関するワーキングチームの報告について
- （3）令和6年度政策小委員会の審議の経過等について
- （4）その他

4. 委員名簿

	あ そ う つかさ 麻生 典	九州大学大学院芸術工学研究院准教授
	い け が い な お と 生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
	い と う あ つ し 伊東 敦	一般社団法人 ABJ 広報部会長、株式会社集英社編集総務部参与
	う ち や ま た か し 内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	お お ぎ ま ち と も え 正親町 友恵	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部主幹
◎	お お た し ょ う ぞ う 太田 勝造	明治大学法学部教授
	か ら つ ま み 唐津 真美	弁護士
	く す も と や す し 楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	こ う の と も こ 河野 智子	一般社団法人日本知的財産協会デジタル政策プロジェクトサブリーダー
	こ う の や す こ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	さ か い た か と し 坂井 崇俊	エンターテインメント表現の自由の会代表
	し ま な み り ょ う 島並 良	神戸大学大学院法学研究科教授
	す い づ た ろ う 水津 太郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	す が ひ ろ え 菅 浩江	S F 作家、京都情報大学院大学非常勤講師
	た む ら よ し ゆ き 田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	つ か さ き た か ゆ き 墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構知的財産保護センター長、弁護士
	に へ い あ つ ひ ろ 仁平 淳宏	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
	ふ く い けん さ く 福井 健策	弁護士
	ふ ち ま い こ 渕 麻依子	神奈川大学法学部教授
	ま る や ま ひ で み 丸山 ひでみ	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事・同実演家著作隣接権センター運営委員
	よ し だ え つ こ 吉田 悦子	大阪工業大学知的財産学部准教授
○	わ せ だ ゆ み こ 早稲田 祐美子	弁護士

※◎は主査、○は主査代理

(以上 22名)

DX 時代におけるクリエイターへの適切な対価還元に係る

これまでの議論及び今後の進め方について

※政策小委員会（第 1 回）資料より抜粋

1. これまでの議論

令和 5 年度政策小委員会では、特に、デジタルプラットフォームサービスにおけるコンテンツ利用への移行が進んでおり、かつ、その中で様々な課題が指摘されている音楽分野を念頭に置きつつ、特に、取引の透明性、対価の妥当性・公平性、適切な競争関係という 3 つの視点から、権利者、デジタルプラットフォームサービス事業者（以下「プラットフォーム事業者」）等の関係者からヒアリングを行い、議論を行った。主な意見は以下の通り。

<総論>

- 対価還元を実現する方策として、著作権法のみに限定せず、独占禁止法やいわゆる透明化法、プロバイダ責任制限法を総合的に検討することが必要。
- また、コンテンツの取引や契約関係、業界の慣行、実演家の育成プロセスやマネジメント契約等の環境なども踏まえて検討することが必要。
- 透明性の確保にあたり、対価還元の文脈で不可欠となる情報を特定するとともに、それらの情報をどう表現すべきかも含めて検討すべき。
- 相場となる対価のイメージが形成され、契約当事者間で「対価の妥当性・公正性」は何かということを具体的に共有できることが必要。
- 誰もが他者の著作物の利用者になりうる現状を踏まえ、円滑に適法利用ができるようにするにはどうしたらよいか。
- 契約当初は考えていなかったような新しく出てきた利用方法にどう対応するかも含めて検討すべき。

<プラットフォーム事業者に関する意見>

- ユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームにおいて著作権侵害コンテンツが投稿され、削除も対価還元もなされない場合、プラットフォーム事業者が広告収入を得ていることの責任も踏まえて対応を検討すべき。
- デジタルプラットフォームは、場所や時間を超えてコンテンツにアクセスする機会を増やすことなどによりコンテンツ市場そのものの拡大に寄与しているという積極的な側面もある。

- 少なくとも対価還元の文脈で不可欠な情報について、プラットフォーム事業者に対して精緻に定期的な情報の開示を求めることが必要。
- プラットフォーム事業者の自主的な取り組みである権利管理ツールは、対価の妥当性・公正性という観点からも有用であり、こうしたツールを提供することが、デジタルプラットフォームのコンテンツ提供の場としての信頼を高めるという点も踏まえ、権利管理ツールの採用を促進することはできないか。
- また、権利管理ツールの導入やコンテンツモデレーションの実施にあたり、自動判定等の技術が活用されると想定されるところ、これらが適切かつ効果的に作用し、より信頼されるデジタルプラットフォームづくりに資するよう、プラットフォーム事業者と権利者の協働を進めていくことが期待されるのではないか。

<著作権等管理事業者に関する意見>

- 著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と締結する包括的利用許諾契約の役割や意味合い、プラットフォーム事業者と権利者が共にコンテンツ市場そのものの新たな開拓や活躍の機会の拡大等に資する活動を行っていく関係性を構築する可能性等についても念頭に検討を進めるべき。
- 競争法上の制約に留意しつつ、いわゆる交渉力向上のために、例えば権利者同士が共同してプラットフォーム事業者に対して要請を行うなどの取組も期待されるのではないか。
- グローバルなプラットフォーム事業者から、より適切な対価還元を受けるためにどうすればいいかについて関係者間で情報交換を行うことが有用ではないか。
- 著作権等管理事業者は権利の委託を受けた者として権利者を代理/代表しているという意味で、個別の権利者と比して大きな交渉力を持つ主体となりうる。集中管理を高めること等も通して、著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と対等な交渉主体となる可能性を模索することもありうるのではないか。

2. 今後の進め方

令和 6 年度の政策小委員会においては、クリエイターへの適切な対価還元について、以下の論点について議論を進めることとしてはどうか。また、令和 5 年度は音楽分野を中心に議論を行い、論点の洗い出しを行ったが、令和 6 年度は分野横断的に方策を議論することとしてはどうか。

1) クリエイターへの適切な対価還元に向けた著作権等管理事業者及びプラットフォーム事業者の役割等について

(ア) 著作権等管理事業者等に期待される役割

- ① サブスクリプションサービス、デジタルプラットフォームサービスなどの出現により一度に大量のコンテンツの利用が想定される中で、適法かつ円滑な著作

物等の利用に向けて著作権等管理事業者にどのような役割が求められるか。

- ② 上記①と関連して著作権管理委託契約時には想定されていなかった利用方法について、新たなライセンス契約を整備することに関して、著作権等管理事業者にどのような役割が求められるか。特に権利者に対して契約の見直しの打診をしたり、対外的にこうした取り扱いについて周知したりすることについて、どのような対応が著作権等管理事業者求められるか。
- ③ 著作権等管理事業者が権利者に分配する対価について、適正性・透明性を高める観点から、権利者に開示すべき情報は何か。このために、プラットフォーム事業者との契約にあたり、著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者に開示を求めるべき情報は何か。
- ④ 集中管理の割合を高めることがプラットフォーム事業者に対する交渉力向上のための一つの方策であるところ、著作権等管理事業者等としてどのような対応が考えられるか。また、これまで集中管理が進められてこなかった分野についてはどのような対応がありうるか。

(イ) プラットフォーム事業者に期待される役割

- ① 著作権侵害コンテンツによる広告収入により、プラットフォーム事業者も結果として不当な利益を得ることとなるところ、著作権侵害コンテンツへの対策の責任についてどのように考えるか。
- ② コンテンツ市場の拡大に寄与しているデジタルプラットフォームを更に信頼される場とするために、著作権侵害の抑止に向け、プラットフォーム事業者が果たしうる役割は何か。また、プラットフォーム事業者は著作権等管理事業者等とどのような協働が期待されるか。
- ③ プラットフォーム事業者から著作権等管理事業者に対して支払われる対価が適正なものとなるよう、対価の根拠となる情報として、どのようなものが開示されていることが望ましいか。
- ④ 正規版の流通を促進し、対価還元を機会を確保すると同時に、海賊版を始めとする著作権等侵害物による対価獲得機会の喪失を防止する観点から、音楽分野での ContentID による実績を踏まえ、他の分野においても類似の技術を導入することは検討できないか。

(ウ) 権利者が契約の際に留意すべき事項

- ① 著作権管理委託契約を結ぶ際に、当初想定していない新たな利用方法が生じることを前提とし、契約にあたりどのようなことに留意すべきか。
- ② 著作権管理委託契約を結ぶ際に、著作権等管理事業者とプラットフォーム事業者との契約の内容について権利者に対する透明性を高める観点から、どのような情報を確認すべきか。

2) 関連する諸制度について

(ア) 私的録音録画補償金制度について

全体的なコンテンツ利用の実態に占める私的複製の現状、利用者の意向、機器を通じた補償金徴収に係る社会的な理解、海外の権利者に対する分配や他国における私的複製からの分配その他国際的な著作権制度との調和等を踏まえて引き続き検討する。

(イ) レコード演奏・伝達権について

店舗等における音楽の利用に対し、店舗等を利用する消費者の意向や個々の利用の実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることの社会的な理解、国際的な著作権制度との調和を踏まえて引き続き検討する。

3) 国境を越えた著作権侵害への対応

国境を越えた海賊版による著作権侵害については、対価獲得の機会を喪失させ、侵害者が不当に利益を得ることから、その対策が急務である。そのため、海賊版対策の取組状況や日々変化する侵害の態様等を踏まえ、必要な検討を行うとともに、海賊版対策とコンテンツの海外展開を両輪として検討を行う。特に、深刻化する外国での被害に対し、現行の著作権法において執行可能な範囲について、具体的事例に即した検討を行うとともに、国際執行の強化に向けた連携の在り方について検討を行う。また、諸外国の制度の状況も踏まえつつ、プラットフォーム事業者が侵害対策に主体的に取り組むことを促す方策についても検討を行う。

放送条約に関する対応の在り方についての検討経過報告

令和 7 年 3 月 1 8 日

放送条約の検討に関するワーキングチーム

1. 検討に至る経緯

「放送条約の検討に関するワーキングチーム」（以下「本 WT」という。）は、世界知的所有権機関（WIPO）の著作権等常設委員会（SCCR）において検討中の放送機関の権利の保護に関する新たなルール作り（放送条約）への対応について、集中的に検討を行うものとして、令和元年度から国際小委員会に設置された。

令和 6 年の 4 月に第 4 5 回 SCCR が開催され、令和 7 年の 4 月に第 4 6 回 SCCR が開催される予定であることを踏まえ、令和 6 年 5 月 2 0 日の政策小委員会において本 WT の設置が決定された。

2. 開催状況、検討経過

今年度の本 WT は、令和 7 年 3 月 1 2 日（水）に開催された。

本 WT では、事務局による、放送条約草案の概要、議論の動向及び論点についての説明があった。当該論点を踏まえて、条約草案における「受益者の範囲」及び「インターネット送信の保護」などの事項について、我が国としてどのような方針をとり得るか議論し、検討を行った。

3. 今後の予定

次期 WT では、国内外の放送に関する実態・動向の分析を行いつつ、引き続き放送条約における上述の論点等を中心に、WIPO での議論の進展に応じて我が国の対応の在り方の検討を進めていくこととする。

第24期文化審議会著作権分科会 政策小委員会
放送条約の検討に関するワーキングチーム 委員名簿

いまむら てつや
今村 哲也

明治大学情報コミュニケーション学部教授

うえの たつひろ
上野 達弘

早稲田大学法学学術院教授

うちやま たかし
内山 隆

青山学院大学総合文化政策学部教授

おちあい たかふみ
落合 孝文

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

にしわき ひろゆき
西脇 博行

一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会知財専門部会法制部会法制・条約ワーキンググループ主査

ひろいし みほこ
広石 美帆子

日本放送協会コンテンツ戦略局 企画管理センター 特別主幹

ふち まいこ
内 麻依子

神奈川大学法学部法律学科教授

もとやま まさひろ
本山 雅弘

国士舘大学法学部法律学科教授

(五十音順 以上 8名)

令和 6 年度法制度に関するワーキングチームの検討の経過等について

令和 7 年 2 月 28 日

法制度に関するワーキングチーム

1. はじめに

第 24 期文化審議会著作権分科会及び第 24 期文化審議会著作権分科会政策小委員会の決定を受け、著作権分科会政策小委員会法制度に関するワーキングチーム（以下「本ワーキングチーム」という。）において、以下の課題について検討等を行った。

- A I と著作権制度に関することについて
- 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

その検討の経過等は、2. の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

2. 課題の検討状況について

● A I と著作権制度に関することについて

A I と著作権との関係については、クリエイターや A I 開発事業者等の懸念の声を受け、第 23 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会において議論を行い、令和 6 年 3 月 15 日に「A I と著作権に関する考え方について」（以下「考え方」という。）を取りまとめたところである。

考え方においては、今後、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、A I やこれに関連する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等が予想されることから、これらを踏まえて、引き続き必要な検討を行っていくとされており、また、知的財産推進計画 2024 においても、「生成 A I における俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。」とされたところである。そこで、本ワーキングチームにおいて、生成 A I をめぐる最新の状況として、文化庁の文化芸術活動に関する法律相談窓口に寄せられた A I に関連する主な相談内容の概略を紹介し、現状の生成 A I に対する各国の対応や動向を共有するとともに、生成 A I による声優を模した声の生成・利用と著作権との関係について議論を行った。

生成 A I による声優を模した声の生成・利用と著作権との関係については、実演の録音そのものではないものの、特定の声優に似せた声を AI で生成し、既存の楽曲を歌わせる等した音源や動画に、当該声優が演じるキャラクターのイラスト等が使

用されている場合、イラスト等の著作権者が権利を行使できる可能性がある一方、著作権法は声そのものを保護しているわけではなく、声そのものに著作権法上の権利は及ばないことを確認した。なお、生成AIによる声優を模した声の生成・利用時に保護すべきものを鑑みた時にパブリシティ権や一般不法行為による保護の可能性があり得ること、知的財産推進計画2024で例示された他の法律による規律における対応もあり得るとの意見があった。

次期以降についても、引き続き諸外国における検討状況を含む関連の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を行うことが期待される。

● 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

(1) 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

インターネット上の海賊版の被害は深刻化しており、特に近年では、海外での侵害行為による被害も深刻である。一般的に、著作権侵害が行われた場合に、「日本国内において罪を犯した」と評価できるときは、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられるが、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合以外にも日本の著作権法に基づき刑事処罰を行うこと(いわゆる国外犯処罰)を求める声がある。

文化庁において、令和5年度に主要国を対象に行った「諸外国における著作権侵害の国外犯処罰について」の調査では、令和5年11月時点において、国外における著作権侵害に対する当該国の著作権法(刑事罰含む)適用に関する規定を設けている国は存在しなかった。

本ワーキングチームにおいては、この点を踏まえ、国外犯処罰の在り方について、国外犯処罰を行うことの合理性、諸外国の法制における状況等を踏まえた方向性等について議論を行った。

この議論において、海外に拠点を置く海賊版サイト等であっても、国外犯としてよりもむしろ国内犯として捉えることができるものもあり、国内犯の処罰規定の活用も検討すべきなどの意見が交わされた。また、国内犯の処罰規定が適用される場合における、その処罰の実行性の確保がより重要であるという課題意識が共有された。

(2) 海外における権利執行の課題について

出版物の海賊版被害に対しては、出版権者による権利執行に当たり、出版権者が出版権を有していることの証明が必要となるが、この証明に関して、出版権登録に当たり、著作者や複製権等保有者の氏名(実名)や住所が公表されてしまうことや、登録を行った場合でも、権利行使に当たり海外当局に登録事項記載書類を提出したときは、氏名(実名)や住所も含め紛争相手方に提供される可能性があること、海外当局に対し、当該文書及び翻訳文の正確性等の説明等を行う出版権者の負担が大きいことなどが課題として挙げられていた。

そこで、(1)に関連し、現状の出版権登録制度のうち、登録事項記載書類におけ

るプライバシーに関する情報の取扱や、登録事項記載書類の在り方について議論を行った。

このうち、登録事項記載書類におけるプライバシーに関する情報の取扱については、他の制度による例も参考として、登録は実名（本名）及び実際の住所により行うこととしつつ、実名や実際の住所が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合等に該当するときは、その者からの申出により、「公示用氏名」及び「公示用住所」を記載する措置を講ずることについて検討を行った。また、登録事項記載書類の在り方については、英文での証明書を発行する他の例も参考としつつ、現行の和文によるものに加え、申請者の求めに応じて一定の事項を英文で記載した登録事項記載書類を発行することについて検討を行った。

これらの措置については、まずは（１）に関連し、対応の必要性が高いと考えられる出版権登録について実現に向けて所要の措置を講じつつ、出版権登録以外の権利変動を伴う登録についても、文化庁において、当該措置を設けることに対するニーズや当該措置の運用に伴うコスト等を検討し、対応の必要性の程度に応じて同様の措置を適用していくことが期待される。

3. 開催状況

第1回 令和6年7月10日（水）

- （1）各政府方針における著作権関係の記載について（報告）
- （2）本ワーキングチームにおける検討事項等について

第2回 令和6年12月24日（火）

- （1）海外における権利執行の課題について
- （2）生成A I をめぐる最新の状況について

第3回 令和7年2月21日（金）

- （1）海外における権利執行の課題について
- （2）令和6年度法制度に関するワーキングチームの検討の経過等について

4. 委員名簿

あそ う つかさ
麻生 典 九州大学大学院芸術工学研究院准教授

さわだ まさし
澤田 将史 弁護士

しまなみ りょう
島並 良 神戸大学大学院法学研究科教授

すいづ たろう
水津 太郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

○ なかがわ たつ や
中川 達也 弁護士

ふくい けんさく
福井 健策 弁護士

よしだ えつ こ
吉田 悦子 大阪工業大学知的財産学部准教授

◎ わ せ だ ゆ み こ
早稲田 祐美子 弁護士

※◎は座長、○は座長代理

(以上 8名)